

# 近世期における村荒廃と善行指導

後藤重巳

一

近世中・末期の藩庁史料・村方史料の中には、善行褒賞にかかわる史料が極めて多い。その理由は、揺らぎ始めた序列社会としての幕藩体制を再構築するための、幕府や領主の一大施策に起因する。

封建社会は「格」「序列」の社会である。大名には「親藩」「譜代」「外様」の「格」が付され、この格は江戸城中での「詰めの間」でも厳格な序列があるばかりではなく、参勤交代の途次、道中での「供仕立て」や、江戸における滞留屋敷の「門構え」に至るまで、厳しい「格」による規制が加えられていた。

この「格」は、単に大名ばかりでなく、家臣をはじめ百姓・町人・工人などにまで及び、それは更にそれぞれの内部にあつてまで厳しい階級制度で規制されていた。

江戸末期、幕府や藩の財政が困窮し、特に嘉永期以降、軍備のための莫大な資金を必要とする様になると、幕府や領主により半強制的な「献金」が要請され、その結果いわば交換条件として「分」に余る「身分」を与えることになった。

農民に限っていえば「庄屋格」「目見格」など封建社会を支えた根本的な身分制度に「身分詐称」が公認されることになり、これが体制自体を崩壊させる一大要因にも連なつた。

豊後岡藩の天保八年の「郷中御箇条書」の中には

一、近年、庄屋共献納ニ寄、昇進御免筋拝領物等有之候処、新古老若之差別ニ相成、役前心掛之精疎致混雑候ニ付、以来容易之儀ヲ以不相成候事

なる一か条が見え、献納により身分が昇進し、これがために「新古老若之差別」もなくなり、旧来の社会的序列の崩壊にともなう混乱の生じていることを指摘している。

こうした身分制度の解体とともに、次第に変質していく領内秩序を「褒賞」という美辞をもって儒教的理念指導のもとに、人情をくすぐることによって再生維持しようとしたのである。

「孝義姓表録」によると小倉藩小笠原氏領での「姓表」記事は天明期に見えはじめ寛政期をピークとして以降、天保・嘉永・安政・文久期と続けられ、領内の百姓のうち「孝行者」「貞実者」「農業出精者」「一番皆済者」などが褒賞されている。

すなわち、同「孝義姓表録」後編目録によると仲津郡元永手永では、天明八年、元永村の長歳なる百姓が「孝行」を理由に褒賞されたのはじめ、寛政八年には「孝行者」として金七ほか二名、「貞実者」として源太郎以下二十三名、又年貢の「早皆済」を理由に元永村の善七以下三名の百姓が褒美を与えられている。

江戸幕府は享保改革に際し、享保五年から六年にかけて「農村統治

令<sup>5</sup>)や「農商孝義者褒賞制<sup>4</sup>」を發布した。

その目的は外でもなく「人に分限を守り奢侈を去り、風俗を善化する」ことによって、支配体制の強化を図ることにあった。

宝暦時代以降の幕令の中には「奇特者褒賞」の事例が多く見えてくるが、被褒賞者の行状が、まとまった行状記として集成されるのは寛政改革に際しての法令を期とするものと思われる。すなわち寛政元年三月、御勅定奉行の達<sup>5</sup>によると

前々より孝行又は奇特成儀有之候て御料所在町共、御褒美等も有之候程之者書メ有之分は、国所・名前等并其行状認取候て取可差上候。

一、私領在所も右同様褒美等もいたし候ほどのもの并其行状委細書留メ有之候分ハ、認候て可差出。

右之趣は、御急之儀ニハ無之候。私領之分も追々ニ見合いたし、尤連々取集、兩三年内ニモ相揃候様ニ可被致候。と述べられている。

続いて、寛政十年五月には「孝行・奇特者」の調査が命ぜられ、この令は、文化七年十二月にも出された。

小倉藩における「孝義旌表録」もこうした背景のもとになった史料を主体に編纂されたものと思われる。

褒賞の事例は「扇城遺文」には、江戸中期以降における中津城下町人に対する褒賞の事例を七次にわたって収録しているが、褒賞理由は「老母孝心」「奉公実貞」「御用銀出精」「器物差上」「白米差出」「病中取扱方宜敷」「職方心掛宜敷」など様々であった。

一方、これら善行褒賞に反して「不届者」に対しては懲罰があり、多くの場合は「見懲らし」すなわち、民衆の眼前において罰し、「見せしめ」とするのが普通であった。

江戸末期の諸藩法の簡条の中には若年の村庄屋が、その職務の何たるかを忘れ、生活は華美に流れ、農村・農民指導を懈怠している点を

指摘している内容のものが多く、この期の農村社会は、もはや再起し難いほどの政治的・経済的・風俗的に行き詰った状態にあった。こうした農村社会の中であって、農村の荒廃、それは幕府や藩の財政を直撃するため中期以降の法令簡条中には、村内手余地の村共同耕作（村冠り・村惣作）を奨励するもの、分散百姓の遊民化を防止するもの、荒撫地の再開発の奨励など、懸命な施策を講ずる簡条が多く見られる一方、新田開発を奨励し、耕地の拡大をも図るなど積極的な施策を示すものがあつた。

しかし、そのうち新田開発政策を例にとってみれば、識者の間からは「当時は、大造の金銀・人力を費し、海面を仕切、新開杯御仕立候得共」と評され、新開政策よりも、殖産政策の方が「新開之万歩一も御費無之、年々新開ヲ耕作仕候、是又万歩一も手入方無之」新しい産業としての櫃の栽培方策に転換すべきだと酷評される始末であつた。

天保九年、西国筋郡代の発した達によると、

当郡（宇佐）の儀は、地所も打ち開け、山よりも格別深山にも無之、宜しき場所候処、兎角作方も十分に相見え、少しの不作にも、難渋の小前が多く、その日暮しの如くに相見え、薄情に成り行き、百姓方には、有るまじき訊に候（以下略）。

と指摘し、この原因が「つけ買い」の悪習に起因するとし、この結果「暮に至り、是はと驚き候程、払方かさみ」「混雑・難渋に及び」「扨なく家財まで取り散らし」、夜逃げ・家族離散の結果も生み「家族睦じく」暮らせないのだと述べている。

農村の荒廃は、耕地と労働力のバランスの壊れ、農民の労働意欲の欠如、商業資本の農村浸透など様々な原因によつた。

無耕主地の発生には「闕所田地」「取上田地」など犯罪の科により没収された耕地の外欠落・逐電百姓・旧所持耕地など罪科と認定されない者の所有地を「取上げ」にした「上り田」及び年貢未進が続き、潰れ百姓となり、耕地を「上げ田地」にした場合などがあつた。それら

らの耕地は、いづれも入札による個人への売却、縁故者による相続の外に、村惣作、小作などの方法で耕営される仕法となっていた。

宝暦元年の中津藩法令の一条に、

未進借金等にて、分散之百姓有之時は、庄屋其外村役人出精取計、貸候者も損失無之様に訳を立、借り主も、田地に不離様に可致世話候、是非分散致儀有之時、庄屋拝借主双方其訳申出候上にて、庄屋取計可申候、其村中に負せ置候由、決て左様之儀致まじき事。

とあり、右の主旨は借金等で、経済的に行き詰まった百姓の一家分散を防止し、いわゆる「潰れ百姓」の続出を防ぎ、村内耕地の荒廃を予防しようとしたのである。是非なく農民一家が分散した場合、その耕地は、村惣作とされるが、そこにまで至らせまいとしようとすることが、この法令の主旨であった。

この外、同年の法令中には、  
貧窮なる百姓、下人も無之者相煩、植付・手入相成難儀におよび候者をば同様助合、耕作仕付、田畑荒し申すまじく候、常に庄屋、可申付置候事。

という簡条や

一、高持百姓潰レ、春に成り、根付け前に新百姓と名を替へ、高持に致すまじく候、新百姓入候ハハ、委細其訳書付、願可申出候事。

一、只今迄悪所之箇所、荒地等有之村は、水呑百姓にても誰に不依、少之渡世に可相成候ハハ、何方にても作り可申候。左候ハハ、其段可申出候。詮儀之上、歟下年貢指免、夫食農具等は相応相渡可申候。

などの条目が見えている。

これらの簡条は、困窮百姓の植付不能に際して村方の助成、潰れ百姓の不正な助成受給、悪所・荒地の耕作代替を兼ねた水呑百姓の救済を命じたもので、すでに十七世紀中葉の宝暦期に如何ともならない農村荒廃の事実が生じており、その対策に苦慮している様子を如実に示

している。

## 二

農村・農民の困窮に及ぶ原因は「作毛之善悪斗ニモ無之」と指摘されるように、他に様々の要因があり、それらの複合的作用によるものであった。例えば中津藩法令では、高利の米銀を貸し付け、「非道之致方を以、田地家屋敷」を取り、「諸借申出来米等、御年貢と一同に打込勘定」をする不正があり、その上に「出来に色々之諸用も込、未進」として取り立てるなどするために「年々ニ衰、家数次第二相減」るのだと指摘し、続けて、

(上略) 或ハ田地免之位を取替取上、田地も宜地面者手前に作り、悪所者余地致振替出候儀も有之、悪田仕入之分者、兼て上之御物入ニ相成候、万不直之致方多相成ニ付、次第に衰、作之手入も不相成、潰ニ及候(下略)。

と述べて、強者による不正な「地位」の付け替えや、良田の占有が、困窮百姓をして、益々貧困化させているのだという。

幕府は、すでに初期政策として困窮百姓の耕地からの遊離を防止する目的から、田畑永代売買禁令を発して対策を講じたが、窮民の救済の目的から、田地の質入れは定法の下でのみこれを認めた。いわゆる「年季売」である。この折の附帯条件の一つにいわば選抜の禁止事項がある。これは、耕地の質入れの際、地位の高い、つまり上質の田畑ばかりを選んで「質種(草)」とすることを禁止したもので、その理由は、困窮百姓の手に生産性の低い悪田ばかりが残るのを防止することにあつた。

古く正徳五年十月、幕領豊後玖珠郡粟野村百姓の平蔵は、これより前、村内百姓源蔵「名付」地の上田九畝十八歩以下、十七筆一町六反七畝余の反別、惣石高十九石二斗九升余の水田及び、十三筆反別一町

八反五畝余の「村惣作」耕地を受け取り耕営を始めた。<sup>(12)</sup>この折に作成された「粟野村惣作田畑請取証文」によると、田方十七筆中、上田二筆、中田三筆、残る十五筆は下田であった。また畑方では、計十三筆のうち、上畑と中畑とがそれぞれ一筆で、六筆は下畑、残る五筆が新下畑であった。

「名付」人、すなわち旧地主(所有者)は、源藏以下九人、田畑畝は反別で計一町八反五畝一歩、石高計は二十石九斗七升八合九勺であった。

粟野村の村惣作となっていた耕地の多くが、下田・下畑・新下畑に集中する傾向を知ることができようが、受取人(新地主)平藏は、村に対してこの折、左の如き約諾をなしている。

右之地高、今度村中相談の上、拙者方所<sup>(マ)</sup>監仕候様ニ連判を以御渡し、慎受取申候、然上、右地方、何様之儀御座候とも、村中へ指戻し申間敷候、尤選抜質入候儀仕間敷候、若拙者御百姓相勸候儀、難叶節、右地方受合人方へ請取、村中ニ指返候儀、致間敷候、為其、請人相立連判証文、仍如件。

右の証文の文言中には「何様之儀御座候とも、村中へ指戻申間敷」と「選抜質入候儀仕間敷」という、二つの大きな誓約事項がある。

この証文の内容は、すでにこの時期に、惣作化していた耕地が、一度個人耕営に移ったのち、何らかの理由によって「指戻」つまり再び惣作に転じ、不都合をかこつた事実のあったことを暗示している。また、そうした惣作受取地を質入れするに際し、一部耕地のみを自作地として保有、「選び抜き」他を質入れする事例の存在したことをも物語っている。更に、惣作受取人が、己むを得ずその耕地を手離す際にも、もとの惣作に返すのではなく、「請人」が責任を持つと述べる。

本百姓体制のもと、「耕地は作人のもの」という根本原則から見れば、「惣作」という耕地の耕営形態は非常手段でしかなく、耕地が百姓の所有を離れ、惣作という耕営形態に移ることを極力防止しようとし

た社会的背景を見ることができよう。

この粟野村における惣作地が、一部百姓によって「受免」として耕作されていたらしいことは、享保十八年九月二日の「惣作定米大豆覚」<sup>(13)</sup>によって推測される。

この史料によると、粟野村惣作耕地の内には、「定米大豆二十六石九升八合の中に、八件の「受免」作があつたらしい。すなわち、「とびのす」なる小字の「御蔵米」については、

御蔵米四石 半左衛門作候節

当年ハ、三石八斗ニ清吉受免作申候

一、同 五斗五升 由三郎作

一、同 壹石四斗 茂平作

などの記述を見ることが知られる。

「とびのす」の御蔵米に限って見ると、当年は、三石八斗で、清吉が受負っているが、その前には、半左衛門の作で、その折は、四石高の作高であった。

半左衛門受免、清吉の受免が、単年なのか複数年なのかを知り得る史料はないが、いずれにしろ、受作人が交代していた事実を知り得る。

農業を放棄し、家を分散した農民が、「潰れ百姓」「絶株」であり、耕主を失った耕地が「手余地」である。

先にも見た様に、幕府では、こうした廃絶した百姓の無主耕地を耕営するため、村の共同責任による「惣作」を推進しようとしたが、惣作化しなければならぬ無主耕地には、必然的に累積する未進年貢が伴うため、これを請負う村や、小作する農民には歓迎されなかつた。そこで、こうした無主耕地には、特別な減免措置がとられたが、必ずしも効を奏しなかつた。

天保十三年（一八四二）三月、豊前下毛郡曾木組西屋形村の百姓・源四郎は、中津藩庁から次の如き褒賞を受けた。

其方儀、兼て実鉢二有之、親代は極難澁相暮候由之処、当時式石高程致自作、猶縁家手余り地等引受、万端世話行届、依之昼夜農業致出精、諸上納物等、村役人世話不相成、家内一統睦敷相暮候趣、<sup>(14)</sup>旁奇特之至候、仍之、為褒美、鳥目七百文為取候、此上弥可相勵者也。

右によると、源四郎は、親の代には極難澁のうちに生活していたが、源四郎の代に入つては、二石の高持になつたばかりでなく、親類縁者の「手余地」などを入手して耕作、昼夜農業に出精するばかりでなく、上納物も自発的に完納し、家内の暮しも一層睦しく、甚だ奇特であるので、鳥目七〇〇文を賞与するというものであつた。

同じ三月、東屋形村の百姓要吉への賞状には、  
其方儀、兼て実鉢有之、先年村方絶株式軒引受、悪地之分ヲ熟地作り成、当時高六石九斗余自作いたし、三夫婦同居之所、家内一統睦敷農事致出精、諸上納物等村役人世話不相成、且、養父弥三吉儀、先年助精等之奇特有之、賞置候処、其後も不相變難澁ものに、年々少々宛助精いたし候趣、当分両親へも丁寧相仕事へ、奇特之至ニ候、依之、為褒美鳥目式貫文為取之候、此上弥可相勵者也。

と見えている。要吉は、村内の「絶株」二軒分の耕地を引き受け、悪地を耕作、順調な耕地に作りなすなどの他、年貢の上納でも先の源四郎同様、自発的に完納するばかりでなく、養父弥三吉ともども、村内困窮者への「助精」を行ない続けていることが奇特とされ、鳥目二貫

文を賞与されたのであつた。

源四郎や要吉は、人柄実鉢にして農業に出精、村内の「手余地」や「絶株」を引き受けて耕作し、諸上納物を自発的に上納完済する「模範百姓」であつたが、一方、村内には窮民として、「御上」の助成を受ける百姓も少なくなかつた。

「記録帳」によると、「善行褒賞」は更に続き、天保十五年二月の東屋形村の八百吉、東屋形村の恵四郎、弘化三年三月の東屋形村惣助・惣右衛門・幸平・豊助・小右衛門・重助などの例があげられる。

天保十五年二月の八百吉の場合、「実鉢」にして「家内多人数」にありながら、「一同申し合せ」て「農事一偏に差入」り、悪地を引請け二石余を自作、これを「熟地」に作りなし、諸上納物も役人の世話にならず、率先して上納する奇特さを褒められた。

恵四郎の場合は、親代は極難澁にあつたが、農業出精の結果、二石余りの自作地を耕し、去る天保七年の凶作に際しては、村方難澁者に雑穀の助成をしたことを理由に賞せられた。

弘化三年三月の惣助賞与の理由は、  
兼て実鉢に有之、凶年之砌、両親相果、極難澁之所、数年之間奉公稼いたし、給金を以、居家相立、昼夜農業致出精、追々田畑相増、当時七石高余致自作、尚又、幼年の甥、養育致候者無之所より、自分引受、万事世話いたし、家内一統睦敷、諸上納物村役人の世話不相成（下略）。

ということであつた。

惣右衛門・幸平の場合は、惣平は他村からの入養子であつたが、その頃の質入田を請戻し、四石の自作百姓になり、幸平も、親代の質入田地を請返し、増高になつたことにより、賞された。

豊助は、親からの相統高二斗、居家もない程に難澁していたものを、農業に出精、先有天保七年の凶作で生じた親類、組内の「絶株」三軒

の悪地を引受け、耕作世話をしたという理由によって褒められた。

小右衛門は、東屋形村の年寄役であったが「平常小前者江申諭方行届」いたことを理由にされ、鳥目二貫五〇〇匁を賞与された。

三年四月、西屋形村百姓重助の場合は、天保九年の疫病流行の折、藩からの施樂で快癒したことを感謝し、天保十三年、藩主昌猷の死去以降、その命日に旦那寺に「上げ物」をし、其の後も、怠りなく御経を上げ続けることを先ず賞し、他家に嫁いだ妹及びその子の世話も行届いた理由で、小麦二俵を賞与された。

嘉永三年二月の西屋形村百姓徳右衛門の場合を、詳しく見よう。

#### 曾木組西屋形村百姓

徳右衛門江

其方儀、兼て実躰ニ有之、先年兄順蔵より別家之節は屋敷高ばかりの処、手細工諸稼等いたし、追々田畑相求め、猶躰養子いたし、式石五斗高渡渡、家作為致、別家当時三石七斗高自作いたし、猶亦、本家順蔵跡女計ニテ難渋之所、万事世話方行届、家内一統睦敷、不寄何事村役人約介不相成、御年貢方別て大切ニいたし、数年繩俵念入相勤旁奇特之至候、依之、為褒美鳥目五百匁為取之候、此上、弥可相勤もの也、

徳右衛門は、「御年貢方、別て大切ニいた」す、模範百姓の最たる人物であった訳である。

こうした状況の中にあつて、藩から「御救を不貫者」も奇特とされた。すなわち、時代は一年下る嘉永四年六月、西屋形村の新助ら六人と、東屋形村の久右衛門ら十四名の計二十名は、

去秋作之儀、格別之凶作ニ付、困窮者共多く、去冬より可及飢難之趣相聞取調之上、米麦等救として是迄度々為取之候、然ル処、其方儀共、兼て諸事心懸宜敷、農業出精いたし候故、取続方御約介ニ不

相成段、奇特之至ニ候、依之、褒詞申渡候。

として、「御約(厄)介に不相成」百姓として賞せられている。

褒賞の方も様々であつた訳である。

この様な状態の村を指導する村庄屋は、なおさらのことであつた。勸農をはじめ、村落生活の指導、上納物の完納は「庄屋の手腕」とされる立場にあつた。

弘化二年十二月、東屋形・西屋形村の庄屋を兼帯している屋形村庄屋の権八は、

両村は格別之困窮ニて、御約介事多々有之、当田畑廻並不明にて、悪地主附之者共、致難渋候処、地押坪々取調、明細ニ相成候処より、一統成立之基と相成、且、御用向大切ニ相心懸、麦根附等は夜分重ニ相進め、昼中は、御年貢拵いたし候様世話方行届、殊ニ谷広之村中式百軒余之籠、夜々両村共相廻、諸勝負事不致様申諭候より、自然と風儀立直り、其上家内一統睦敷有之趣相聞、旁奇特之至り(下略)。

として、その行政指導の成果を賞されたのである。

この時期の屋形谷では、耕地は土地台帳と現況では符合しない「不分明」で、「悪地」を持つ百姓は困窮はなほだしい状態であつたものを、庄屋権八は、入念に調査し、百姓が相続できる様に努力したいといふものである。

いわば権八は、「模範庄屋」のヒナ型であつた訳である。

天保十四年、下毛郡三尾母村庄屋宗八、平田村庄屋正七が「御役」御免となり、平田村跡役に平田村下屋形村の庄屋が兼務となり、三尾母村庄屋には、平田源吉が任命された。

引化三年閏五月八日、今行村兼帯庄屋孫六が罷免され、跡役に東屋形村庄屋屋形権八が任命された。この日、平田村庄屋兼帯の孫六は罷

免、伝六が庄屋となった。三尾母村庄屋源吉はその後見役は小友田兼帯の良八がなり、小友田村庄屋本役に任せられ、三尾母村庄屋は勝造に命ぜられた。

こうした村庄屋の大規模な交代の理由については、経済的退転、行政的褒賞・譴責など様々な理由によるものと思われるが、具体的には明らかになし得ない。しかし、他の事例によってその真意は推察されよう。

日出藩では、帆足万里、関勝之らによる天保改革に際し、農村指導を強化する方策として、大がかりな小庄屋の配置転換を行なった。すなわち天保三年七月、「功者にもこれ有り」との理由を以って、城下仁王庄屋の虎之助を、山間部の日指・久木野尾村の兼帯庄屋として移転させたほか、大神村の堅助を、上後河内村・下後河内村の兼帯に、日指村の又兵衛を南藤原村の庄屋に、倉成村の三五右衛門を南畑村庄屋・広瀬村庄屋重蔵を倉成村庄屋に移転させるなど、「年来貞実」な庄屋の移転交換によって、村方支配の強化を図った。一方、「兼ねて心入れ宜しからざる」小野儀兵衛などの小庄屋の小庄屋役を取り上げ処分にした。改革では、農村指導の問題が、重要項目の一つにかかげられていたからである。

## 五

百姓は困窮年々に募り、未進積りくつひに家絶え田地荒るれば、其田地の年貢を村中へ負する故に、余の百姓も又堪がたいやうになり、或は困窮にたへかねては農業をすてて、江戸・大坂・城下く杯へ移りて、商人と成る者も次第に多く、子多ければ、一人はせんかたなく百姓を立たすれども、残りおほく町人の方へ奉公に出して、つひに町人になりなどするほどに、いずれの村にても百姓の竈は段々にすくなくなりて、田地荒れ、郷中次第に衰微す。

とは、天明七年時点における本居宣長の指摘である。

「田地広め申度願出候者、百姓之本意」と述べられるように、農民の耕地への執念は強く、自助努力によって耕地を拡大、米穀生産に励むは当然の所業であり、村庄屋が農村の勧農に出精するのも極めて当然の職務であつて、本来、何ら奇特とはなし難い。

にもかかわらず、江戸中期以降、殊に末期に入ると、百姓や村庄屋の褒賞制度が整えられ、賞与の事例が多くなる。

江戸時代末期を代表する農政学者・佐藤信淵は、天保十三年の著「物価余論僉書」の中で、

百姓掛の役人は、唯収納を多く取上るを手柄と心得て、百姓を教化して義に勇み、道を修めしむる者のあることを聞かず。百姓等、皆本性を失て、種々の撒潑（いたずら）を為すと雖も、其刑罰も亦厳しからざるを以て（下略）。

と述べているが、幕府や藩では、彼が指摘するほど悠長に構えていたのではなかった。いやむしろ、いかにもならない現実に対して、講じ尽した諸政策のあげくに、「百姓を教化して、義に勇み、道を修めしむること」を志向した結果が、右に見て来た如き「褒賞」の多出する原因であつたのである。

先に見た「孝義姓表録」によると、手鳴手永では、寛政七年以降、安政三年までの間の「褒賞者」三十一人中、「孝行者」十人、「貞実者」八人、「一番皆済者」十二名、「農業出精者」一名となり、「一番皆済者」の褒賞例が最も多い。手鳴手永津留村以下十四か村に「一番皆済者」つまり、年貢完納の一番乗りの表賞一名ずつのほか、原則として、一村一名以上の「貞実者」か「孝行者」が登場する。このことは、村を単位としての「模範百姓」は、何らかの選出基準に基づくものと思われる。その基準とは、為政者にとつての「期待される農民像」であり、更には、江戸幕府の根本理念たる「儒学」による社会教道を通しての、体制維持志向に外ならない。

注

- (1) 『大分県史料』第十四卷所収「岡藩法令」
- (2) 別府大学文学部史学科所蔵史料。「上巻」は散失。史料中の「手永」名から、小倉小笠原領に関するものと思われる。
- (3) 『新訂増補国史大系』所収『徳川実紀』第八篇享保五年五月十二日条。
- (4) (3) に同じ。六年六月条。
- (5) 右に同じ。『統徳川実紀』第一篇。寛政元年三月条、及び『御触書天保集成』第一五二四号。
- (6) 『御触書天保集成』第五二五五号。
- (7) (6) に同じ。第五三〇九号。
- (8) 『宇佐近世史料集』第二集所収、「櫛徳分<sup>#</sup>仕立方年々試書」。『日本農書全集』第三十三卷所収、後藤重巳「櫛徳分<sup>#</sup>仕立方年々試書」解説。
- (9) 「宇佐近世史料」第二集所収「当郡困窮立直方一同御尋之上、御仕法被仰渡候御請書」
- (10) 『地方凡例録』卷四上、「闕所田地、取上田地、上り田地、潰れ百姓上げ田地之事」
- (11) 『大分県史料』第十四卷所収、「中津藩法」
- (12) 大分県玖珠郡玖珠町粟野、古後元氏所蔵史料。
- (13) (12) に同じ。
- (14) 別府大学文学部史学科所蔵「屋形氏文書」所収「天保十一年七月、記録帳」所載。
- (15) 「日出藩藩政史料」所収、「関勝之家老日記」。『大分県史』近世II所収、「日出藩」参照。
- (16) 『本居宣長全集』第八卷所収、「秘本、玉くしげ」
- (17) 『大分県史料』第十四卷所収、「中津藩法」宝暦三年五月条。
- (18) 『佐藤信淵家学集』中卷所収。